

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令
規制の名称	国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の追加
規制の区分	改正（拡充）
担当部局	環境省自然環境局野生生物課、同課希少種保全推進室
評価実施時期	令和5（2023）年12月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として指定し（現在442種）、その捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）、譲渡し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う又は借りる）を禁止するとともに、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）を国際希少野生動植物種として指定し（現在812種）、国内流通規制の対象とすることにより種の保存を図っている。</p> <p>（1）国内希少野生動植物種の追加</p> <p>国内希少野生動植物種の追加については、選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、進めてきたところ。</p> <p>今般、上述の実態調査等により野生動植物6種について、個体数や分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、これらの野生動植物種を指定しない場合には、生息・生育環境の悪化や個体数の減少により種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があり、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加するものである。国内希少野生動植物種として指定された場合、生きている個体の捕獲等のほか、個体等の譲渡し等が原則として禁止され、また販売・頒布目的の陳列・広告が禁止される。国内希少野生動植物種の輸出入に当たっては、原則として、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく承認を受ける義務があり、また、輸出は原則禁止される。</p> <p>今回の対象種は、環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日公表）において絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類又はⅡ類のカテゴリー）に位置付けられており※、絶滅のおそれのある野生動植物種として評価されている。これらの減少要因は、開発等による生息・生育環境の悪化や捕獲・採取、人の踏みつけ等の人為的な要因が挙げられている。</p> <p>※一部の種については、環境省レッドリスト2020公表後新種として学術論文に記載された種であるため環境省レッドリスト2020には掲載されていないが、令和5年6月に有識者からなる環境省レッドリスト分科会において絶滅危惧種相当と評価されたことを踏まえ、対象種としている。</p>

	<p>(2) 国際希少野生動植物種の追加</p> <p>国際希少野生動植物種の追加については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下「ワシントン条約」という。)の附属書 I に掲載された種の国内取引を規制することで、条約に基づく国際取引規制の確実な実施を図っているところ。</p> <p>附属書掲載種は、2～3年毎に開催される条約締約国会議(以下「CoP」という。)の場で改正されるが、直近の CoP19 における附属書改正(令和5年2月23日発効)を踏まえた絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第29号)の公布日以降に、CoP19 以降の議論を踏まえ <i>Pachypodium windsorii</i> (パキユポディウム・ウィンドソリイ)も附属書 I に掲載することが決定されたことから、当該種を国際希少野生動植物種として追加する必要がある。</p> <p>国際希少野生動植物種として指定された場合、原則として、個体等の譲渡し等や販売・頒布目的の陳列・広告が禁止される。ただし、当該種を含むきょうちくとう科については、繁殖させたものの譲渡し等が禁止の適用除外とされている。また、国際希少野生動植物種の輸出入に当たっては、外為法に規定する輸出又は輸入の承認を受ける必要がある。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>(1) 国内希少野生動植物種の追加</p> <p>国内希少野生動植物種は種の保存法に基づき、政令で定めることとされていること、また、今回の改正は規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないが、当該6種について、規制内容が異なる国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種、特定第二種国内希少野生動植物種という3つの枠組みのうち、種の保存のために必要な規制内容や規制の効果を踏まえて最も適する枠組みを検討し、選定した。例えば、流通目的の捕獲等及び譲渡し等の規制により保全効果が期待できる種や多様な主体による保全の取組が期待できる種は、規制範囲が国内希少野生動植物種よりも限定的な特定第二種国内希少野生動植物種とし、個体数や生息・生育地が特に限られている等さらに厳しい規制が必要な種は国内希少野生動植物種、商業的に個体の繁殖をさせることが可能であり、流通することが種の保存に資すると考えられる種は特定第一種国内希少野生動植物種に選定する等の検討を行った上で、当該6種は全て国内希少野生動植物種とすることとした。</p> <p>(2) 国際希少野生動植物種の追加</p> <p>国際希少野生動植物種は、種の保存法に基づき、政令で定めることとされていること、また、今回の改正は規制手法等の措置枠組そのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。なお、規制の対象から種子や器官及び加工品を除くなど、種の保存のために必要な規制内容や規制の効果を踏まえた最適な枠組みを検討した。</p>
<p>直接的な費用の把握</p>	<p>要素</p>

<p>遵守費用</p>	<p>(1) 国内希少野生動植物種の追加 追加指定種については、国内希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出について許可申請等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。 また、販売実績がある種については販売が規制されることによって逸失する利益が発生すると考えられる。</p> <p>(2) 国際希少野生動植物種の追加 追加指定種については、国際希少野生動植物種の譲渡し等及び輸出入に関する許可申請等や、種の保存法第 20 条第 1 項に基づく個体等登録等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可・登録申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。 今回追加する種 (<i>Pachypodium windsorii</i> (パキユポディウム・ウィンドソリイ)) に関しては、繁殖が比較的容易であり、日本国内の流通も認められるため、一定の逸失利益が発生する可能性がある。ただし、当該種を含むきょうちくとう科については、繁殖させたものの譲渡し等が禁止の適用除外とされているところ、種子から栽培した繁殖由来の実生苗が主に流通していることから、譲渡し等の規制による影響は限定的であると考えられる。</p>
<p>行政費用</p>	<p>(1) 国内希少野生動植物種の追加 新たに発生する国内希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出に関する許可申請等に係る審査手続の事務を行うコストが新たに発生する。</p> <p>(2) 国際希少野生動植物種の追加 新たに発生する国際希少野生動植物種の譲渡し等及び輸出入に関する許可申請等並びに個体等登録等に関する申請等に係る手続き事務を行うコストが新たに発生する。</p>
<p>直接的な効果 (便益)の把握</p>	<p>(1) 国内希少野生動植物種の追加 当該 6 種の捕獲等、譲渡し等及び輸出を規制することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回避し、種の保存を図ることで、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。</p> <p>(2) 国際希少野生動植物種の追加 今回追加する 1 種の国内取引等を規制することにより、ワシントン条約に基づく国際取引規制の確実な実施を図り、ひいては野生動植物種の絶滅を回避し、種の保存を図ることができるため、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。</p>
<p>副次的な影響 及び波及的な 影響の把握</p>	<p>(1) 国内希少野生動植物種の追加 今回追加する当該 6 種の国内希少野生動植物種を販売する事業を実施している場合、販売目的の陳列・広告及び譲渡し等が禁止されることから事業を継続できなくなるが、指定に先駆けて実施した事前調査においては当該種の販売を生業としている事例は確認されておらず、また、販売が行われている場合も、飼育用や観賞用として個人的又は小規模に行われていることから、規制による影響は限定的と考えられる。</p>

	<p>一般に、ある種が国内希少野生動植物種に指定された場合、既存事業者も新規参入事業者も同様に捕獲等、譲渡し等、販売目的の陳列又は広告ができなくなることから、事業者間の競争に負の影響を及ぼすことはないと考えられる。</p> <p>また、規制前に取得した個体等を保有している場合も、学術研究や繁殖以外の目的での譲渡し等ができなくなるものの、所持自体は引き続き可能であることから影響は限定的であると考えられる。</p> <p>(2) 国際希少野生動植物種の追加</p> <p>今回追加する1種については、原則、譲渡し等及び販売・頒布目的の陳列・広告が禁止される。ただし、施行令に掲げる要件に該当する場合には、個体等登録を受けることによりこれらの行為が可能となるほか、当該種を含むきょうちくとう科については、繁殖させたものの譲渡し等は禁止の適用除外であるところ、種子から栽培した繁殖由来の実生苗が主に流通していることから、譲渡し等の規制による影響は限定的と考えられる。</p> <p>国際希少野生動植物種が追加指定された場合、既存事業者も新規参入事業者も同様に個体等登録を受ける必要があることから、事業者間の競争に負の影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用は比較的少額と考えられるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。</p>
その他の関連事項	<p>(1) 国内希少野生動植物種の追加</p> <p>「令和4年度国内希少野生動植物種の選定に関する検討会」(令和5年6月27日開催)等において指定候補種の検討や情報収集を行った。また、種の保存法第4条第7項の規定において、施行令の制定又は改廃に当たって野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされており、この規定に基づき設置した「希少野生動植物種専門家科学委員会」(令和5年12月22日開催予定)にて、指定候補種の流通状況や種の保存法の規制内容を説明、検討した上で、当該6種を国内希少野生動植物種に指定することについて意見聴取を行う。なお、種の保存を図ることによる生態系保全等の効果を金銭価値化することは困難であり、両会議では種の生態や生息・生育環境の現状を踏まえ、必要な規制や保全策について検討している。</p> <p>(2) 国際希少野生動植物種の追加</p> <p>今回追加する1種は、附属書I掲載種である <i>Pachypodium baronii</i> (パキユポディウム・バロニイ) の変種として扱われていたが、CoP14 (平成19年) において命名法が変更され、1つの種として分類されるとともに附属書IIに掲載されることとなった。しかし、その後、令和5年2月10日付けワシントン条約事務局通知により、CoP19における附属書改正 (令和5年2月23日発効) に当該種を附属書Iに掲載する旨が締約国に周知された経緯がある。</p>

	<p>また、(1)と同様、「希少野生動植物種専門家科学委員会」(令和5年12月22日開催予定)において、国際希少野生動植物種を指定することについて意見聴取を行い、指定候補種の流通状況や種の保存法の規制内容を説明、検討した上で、国際希少野生動植物種に指定することについて意見聴取を行う。なお、種の保存を図ることによる生態系保全等の効果を金銭価値化することは困難であり、両会議では種の生態や生息状況の現状を踏まえ、必要な規制や保全策について検討している。</p>
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年後(令和11年)に事後評価を実施する。
備考	